

人事行政の運営の状況  
報 告 書

(平成30年度分)  
宇城広域連合

## 目 次

○ 職員の任免及び職員数に関する状況報告書（様式第1号）	1～2 頁
○ 職員の給与の状況報告書（様式第2号）	3～6 頁
○ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況報告書（様式第3号）	7 頁
○ 職員の分限処分及び懲戒処分の状況報告書（様式第4号）	8 頁
○ 職員のサービスの状況報告書（様式第5号）	9 頁
○ 職員の研修及び勤務成績の評定の状況報告書（様式第6号）	10～11 頁
○ 職員の福祉及び利益の保護の状況報告書（様式第7号）	12 頁

（注）各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳は、合計と合致しないことがあります。

職員の任免及び職員数に関する状況報告書

1 職員の任免の状況（平成30年度）

（単位：人）

区 分	試験の種類			選 考	合 計
	大卒試験	高卒試験	中卒試験		
一般行政職	0	0	0	0	0
消 防 職	0	2	0	0	2
技能労務職	0	0	0	0	0
合 計	0	2	0	0	2

- 備考 1 宇城広域連合職員の任用に関する規則（平成19年宇城広域連合規則第8号）及び宇城広域連合消防職員の任用に関する規則（平成19年宇城広域連合規則第37号）の規定により、任命権者が採用した職員数の状況です。
- 2 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりです（以下この様式において同じ。）。
- （1）一般行政職 一般職のうち事務職員
  - （2）消 防 職 一般職のうち消防業務に従事する職員
  - （3）技能労務職 一般職のうち技能労務職給料表が適用される職員

2 再任用職員の採用の状況（平成30年度）

（単位：人）

区 分	常時勤務	短時間勤務	合 計
一般行政職	0	1	1
消 防 職	0	2	2
技能労務職	3	0	3
合 計	3	3	6

- 備考 1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項及び第2項の規定により、任命権者が再任用した職員数の状況です。
- 2 再任用の期間を更新した場合は、その都度計上しています。

3 退職の状況（平成30年度）

区 分	定年退職	早期退職	そ の 他						合 計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	任期満了	
一般行政職	1	0	0	0	0	0	0	0	1
消 防 職	5	0	0	0	0	0	1	0	6
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	6	0	0	0	0	0	1	0	7

- 備考 表中に掲げる用語の意義は、次のとおりです。
- （1）定年退職 地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職及び同法第28条の3第1項の規定による勤務延長後の退職
  - （2）早期退職 任命権者が行う退職勧奨に応じた退職
  - （3）普通退職 自己都合による退職
  - （4）分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による免職
  - （5）懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職
  - （6）失 職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職
  - （7）任期満了 定められた任期が満了したことによる退職

4 職員数の状況

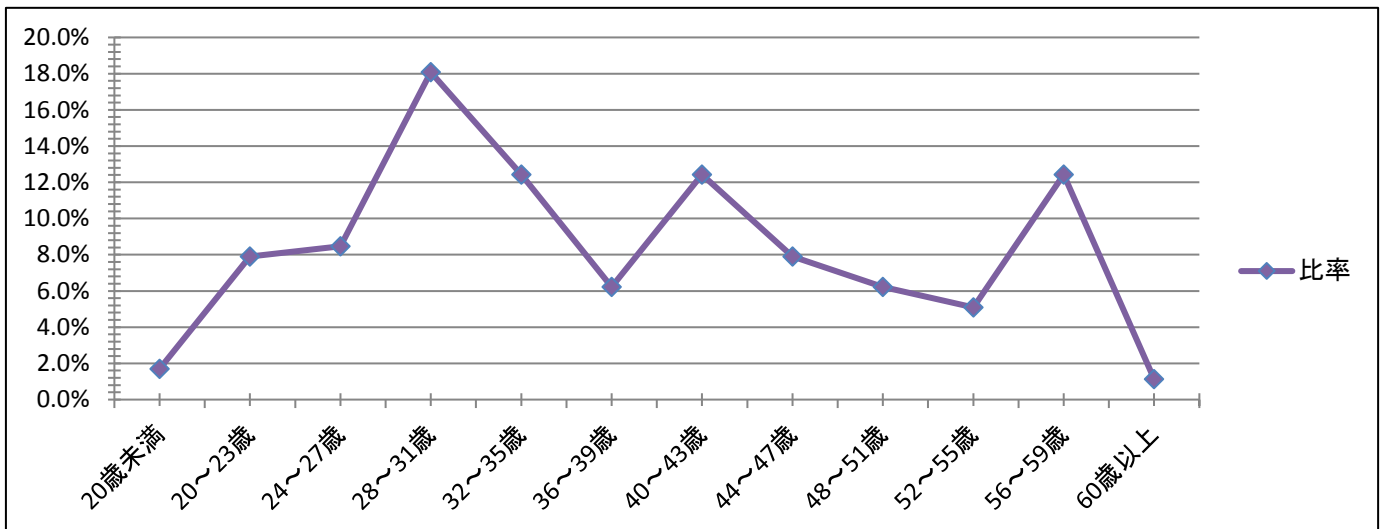
(平成30年4月1日現在 単位：人)

区分		職員数			対前年増減数			年度分の主な増減理由
		28年度	29年度	30年度	28年度	29年度	30年度	
一般行政職部門	一般行政職	13	12 (1)	12 (1)	0	△ 1	0	今後の体制を考慮し定数管理をしているため
	技能労務職	20	20	19	0	0	△ 1	今後の体制を考慮し定数管理をしているため
	小計	33	32	31	0	△ 1	△ 1	
特別行政職部門	消防職	145	145 (4)	146 (2)	△ 9	0	1	原則、関係条例に基づく定数の範囲内で退職者に対する新規職員の補充を行い、今後の体制を考慮し定数管理をしているため
	小計	145	145	146	△ 9	0	1	
普通会計計		178	177 (5)	177 (3)	△ 9	△ 1	0	

- 備考
- 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含みます。
  - 再任用短時間勤務職員は、括弧書とし、職員数の外書としています。
  - 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりです。
    - (1) 一般行政職部門 (2)に掲げる職員以外の職員
    - (2) 特別行政職部門 消防職員

職員構成比

(平成30年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 3	人 14	人 15	人 32	人 22	人 11	人 22	人 14	人 11	人 9	人 22	人 2	人 177
比率	1.7%	7.9%	8.5%	18.1%	12.4%	6.2%	12.4%	7.9%	6.2%	5.1%	12.4%	1.1%	100%

職員の給与の状況報告書

1 人件費の状況（平成30年度普通会計決算）

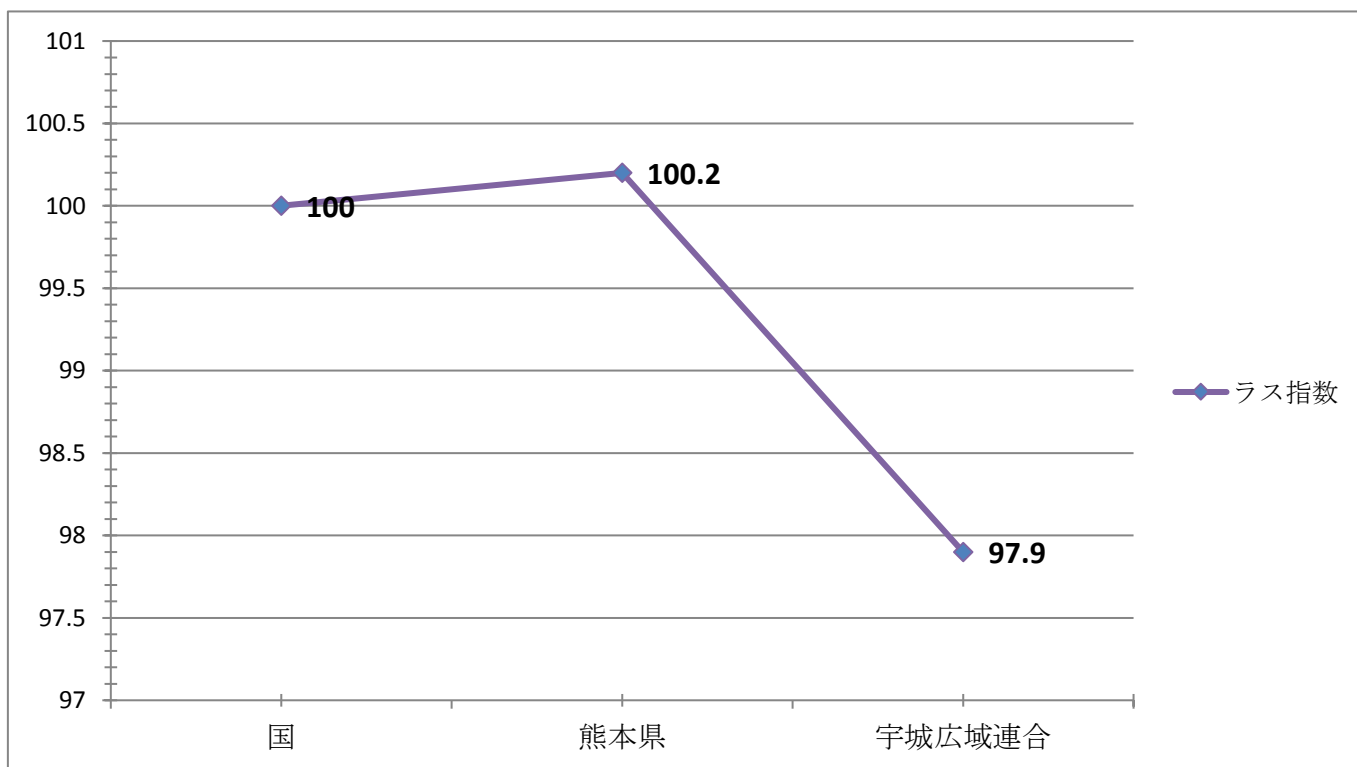
宇城広域連合区域内 住民基本台帳人口 (平成30年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
宇土市 37,294 人 宇城市 59,119 人 美里町 10,030 人 (合計 106,443 人)	3,298,048 千円	199,349 千円	1,383,884 千円	42.0%

2 職員給与費の状況（平成30年度普通会計決算）

職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
177 人	604,397 千円	148,758 千円	246,111 千円	999,266 千円	5,646 千円

備考 1 職員手当には、退職手当を含みません。

3 ラスパイレス指数の状況（平成30年4月1日現在）



備考 1 「ラスパイレス指数」とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

4 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
宇城広域連合	41.1 歳	281,006 円	303,327 円
熊 本 県	43.2 歳	331,098 円	396,990 円

②消 防 職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
宇城広域連合	37.0 歳	277,530 円	355,301 円
熊 本 県	— 歳	— 円	— 円

③技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
宇城広域連合	48.4 歳	318,163 円	356,449 円
熊 本 県	52.8 歳	334,459 円	370,824 円

5 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		宇城広域連合	
		初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	170,100 円	185,700 円
	高校卒	148,600 円	157,000 円
消 防 職	大学卒	180,700 円	192,400 円
	高校卒	153,000 円	162,900 円
技能労務職	大学卒	— 円	— 円
	高校卒	146,000 円	154,300 円

6 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円
消 防 職	大学卒	252,300 円	— 円	346,300 円
	高校卒	226,450 円	— 円	311,750 円
技能労務職	大学卒	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	321,350 円

7 一般行政職、消防職の級別職員数の状況（平成30年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事、技師、消防士	32 人	20.3%
2級	主事、技師、消防士、消防副士長	43 人	27.2%
3級	参事、係長、消防副士長、消防士長、消防司令補	21 人	13.3%
4級	参事、係長、主幹、課長補佐、消防士長、消防司令補、消防司令	37 人	23.4%
5級	課長補佐、課長、消防司令、消防司令長	17 人	10.8%
6級	課長、署長、次長、消防長、事務局長、消防司令長、消防監	7 人	4.4%
7級	消防長、事務局長、消防監	1 人	0.6%

備考 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

8 期末手当、勤勉手当（平成30年度支給割合）

	宇城広域連合		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225 月分	0.90 月分	1.225 月分	0.90 月分
12月期	1.375 月分	0.95 月分	1.375 月分	0.95 月分
計	2.60 月分	1.85 月分	2.60 月分	1.85 月分

9 退職手当（平成30年度実績）

	支 給 率			
	宇城広域連合		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～45%）			

10 特殊勤務手当（平成30年度実績）

支給実績（平成30年度決算）	8,614	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	59	千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）	82.5%	
手当の種類（手当数）	6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務
機関員手当	消防車両及び救急車両の機関員	左記職員に対する支給単価
災害出動手当	災害現場に出動し、防災業務に従事した職員	月額1,000円
救急出動手当	救急現場に出動し、救急業務に従事した職員	1回につき400円
救命士手当	救急救命士の国家資格を有し、救急業務に従事する職員	管内1回につき200円 管外1回につき400円
高所作業手当	はしご付消防自動車で高所作業に従事した職員	月額2,000円
潜水手当	潜水業務に従事した職員	1当務につき300円
		1日につき1,000円

11 時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	18,232	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	103	千円
支給実績（平成30年度決算）	19,986	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	123	千円

12 その他の手当（平成30年度実績）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との同異	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 1人目（配偶者なし）10,000円 扶養親族たる父母等 6,500円 1人目（配偶者・子なし）9,000円 特定期間の加算 5,000円	同	—	29,985 千円
住居手当	【借家・借間】 ・家賃23,000円以下：家賃-12,000円 ・家賃23,000円～55,000円未満： （家賃-23,000円）×1/2+11,000円 ・家賃55,000円以上：27,000円	同	—	12,668 千円
通勤手当	【自動車等の使用者】 距離に応じて2,000円～31,600円  【交通機関を利用者】 最高支給限度額 55,000円	同	—	13,513 千円

13 主な特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

職名	報酬年額
広域連合長	50,000 円
副広域連合長	40,000 円
議長	30,000 円
副議長	25,000 円
議員	20,000 円



職員の勤務時間その他の勤務条件の状況報告書

1 勤務時間の状況（平成30年4月1日現在）

① 毎日勤務

勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで
休憩時間	正午から午後1時まで

② 2交替制勤務

勤務時間	午前8時30分から翌日の午前8時30分まで
休憩時間	正午から午後1時まで 午後5時15分から午後6時まで 午後10時から翌朝午前6時30分までの間にあらかじめ指定された6時間30分

③ 3交替制勤務

勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで 午後1時から午後9時45分まで 午後5時から午前1時45分まで
休憩時間	正午から午後1時まで 午後5時30分から午後6時30分まで 午後8時30分から午後9時30分まで

- 備考
- 毎日勤務者の「1週間の勤務時間」は、地方公務員法第24条第5項の規定により条例で定めた職員の勤務時間です。
  - 毎日勤務者の「勤務時間の割振り」は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分の時間帯（それに準じた時間帯）に勤務時間が割り振られている職員の勤務時間です。

2 年次有給休暇の状況（平成30年1月1日～12月31日）

総付与日数	総使用日数	全期間在職職員数	1人当たり平均使用日数
6,613	2,625	168	15.6

- 備考
- 「全期間在職職員数」は、当該年の1月1日から12月31日までの全期間在職した職員の合計とし、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、分限休職の事由がある職員並びに派遣職員を除きます。
  - 「総付与日数」は、当該年の1月1日現在において全期間在職した職員に付与された日数（前年からの繰越分を含む。）の合計です。
  - 「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次有給休暇の合計です。

職員の分限処分及び懲戒処分の状況報告書

1 分限処分の状況（平成30年度）

（単位：件）

処 分 事 由	地方公務員法	降 任	免 職	休 職	合 計
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0		0
心身の故障の場合	第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、 過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号			0	0
地方公務員法第28条第4項により失職した者				0	0
宇城広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第5条の 規定により失職しなかった者					0
合 計		0	0	0	0

- 備考
- 1 職員のうち、地方公務員法及び宇城広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成19年宇城広域連合条例第12号）に基づき分限処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上しています。
  - 2 2以上の処分事由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由に計上しています。
  - 3 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度計上しています。

2 懲戒処分の状況（平成30年度）

（単位：件）

処 分 事 由	地方公務員法	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を 怠った場合	第29条第1項第2号	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行のあった場合	第29条第1項第3号	0	0	0	0	0
合 計		0	0	0	0	0

- 備考
- 1 職員のうち、地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。
  - 2 2以上の処分事由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由に計上しています。

職員のサービスの状況報告書

営利企業等の従事許可の状況（平成30年度）

区 分	申 請 件 数	許 可 件 数
営利企業等の従事許可申請	0	0

備考 地方公務員法第38条及び宇城広域連合職員服務規程（平成19年宇城広域連合訓令第11号）の規定に基づく営利企業等の従事許可の状況です。

職員の研修及び勤務成績の評定の状況報告書

1 研修の状況（平成30年度）

① 一般研修

研修の名称	研修の内容	対象者	実施回数	修了者数
人件同和問題研修会①	「部落差別解消推進法と宇城危機管理マニュアルについて」	全職員（消防含む）	1	177
人件同和問題研修会②	「私と人権・同和問題」	全職員（消防含む）	1	177

② 消防職員研修

研修の名称	研修の内容	対象者	実施回数	修了者数
消防大学校幹部科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材を養成する。	消防司令補以上	1	1
消防大学校査察業務マネジメントコース	違反処理を中心とした査察業務全般をマネジメントするために必要な知識及び能力を養成する。	予防業務担当者 （消防司令補以上）	1	1
熊本県消防学校初任科	新たに採用された消防職員に対して、消防の職務を正しく認識させると共に基礎的な知識、技術及び災害に対応できる体力を養成する。	新規採用職員	1	2
熊本県消防学校予防査察科	査察行政の現状と課題、防火管理、違反処理等に関する専門的な知識及び技術を養成する。	予防・査察業務担当者	1	4
熊本県消防学校救急科	救急隊員の行う応急処置の基準第6条第2項に規定する応急処置等、専門的な知識及び技術を養成する。	未受講者	1	6
熊本県消防学校救助科	救助活動に関する基準第6条に定める救助隊員の資格取得に必要な専門的な知識及び技術を養成する。	未受講者	1	4
熊本県消防学校初級幹部科	監督者として部下指導能力、現場指揮能力、業務遂行能力を養成する。	消防司令補又は昇任予定の消防士長	1	4
熊本県消防学校上級幹部科	業務管理、人事管理及び危機管理に必要な知識、技術を養成する。	消防司令長又は昇任予定の消防司令	1	2
熊本県消防学校指導員研修	消防団指導に必要な消防ポンプの操法及び審査に関する知識及び技術を養成する。	未受講者	1	2
福岡市消防学校警防実務研修	警防活動における指揮能力の向上及び警防活動体制の強化を図る。	警防業務担当者	1	1
福岡市消防学校予防実務研修	予防査察業務や違反是正業務等における知識及び技術の向上を図る。	予防業務担当者	1	1
救急救命研修所救急救命研修	救急救命士の国家試験受験資格者の養成。	受験予定者	1	1
救急救命研修所指導救命士養成研修	指導的立場にある救急救命士に必要とされる知識及び技術を習得。	指導的立場にある薬剤認定の救急救命士	1	1

研修の名称	研修の内容	対象者	実施回数	修了者数
救急救命士追加講習 (県MC共同開催)	救急救命士の薬剤追加に対する専門的な知識及び技術を養成する。	未受講者	1	3
気管挿管病院研修	救急救命士の処置拡大に伴い、気管挿管の資格取得のため病院内オペ室で30症例の実技研修。	救急救命士のうち気管挿管資格未取得者	2	2
救急救命士就業前実習	救急救命士の国家資格取得後160時間の病院実習。	救急救命士試験合格者	1	1
救急救命士再教育実習	5年目、10年目、15年目の救急救命士を対象とした再教育。	救急救命士	2	4
安全運転教育研修	緊急車両運転に必要な技能及び知識の習得。	概ね5年未満の職員	3	9
潜水技術研修	潜水業務の管理監督者育成。	潜水隊員	1	1

備考 地方公務員法第39条の規定により任命権者が行う職員の研修の状況です。

## 2 勤務成績の評定の状況（平成30年度）

評価方法	第1次評定者及び第2次評定者により、各職員の職務ごとに与えられた要素について、各項目S・A・B・C・Dの5段階により評定を行います。
評定期間	評定基準日（毎年11月1日）の翌日から翌年の評定基準日まで
対象者	全職員

職員の福祉及び利益の保護の状況報告書

1 厚生制度の状況（平成30年度）

区 分	内 容	実 施 状 況
職員の保健に関すること。	定期健康診断（問診、血圧、体格検査、腹囲、尿検査、便潜血、血液検査、視力、聴力、心電図、内科診察、胸部X線検査、超音波検査）	検診日：H30.4月～H31.3月の間で指定された日 受診者数：147名 受診機関：宇城市民病院
	深夜勤務者健康診断（問診、血圧、体格検査、尿検査、血液検査、視力、聴力、心電図、内科診察）	検診日：H30.4月～H31.3月の間で指定された日 受診者数：118名（消防職員） 受診機関：七川医院 受診者数：10名（清掃職員） 受診機関：宇城市民病院
職員の元気回復に関すること。	-	-
その他厚生に関すること。	産業医による指導・委員会の開催 産業医による各施設の安全衛生管理の巡視	職員安全衛生管理委員会（年2回） 各施設の安全衛生管理の巡視（H30.8.7）

備考 地方公務員法第42条の規定による職員の厚生制度の状況です。

2 公務災害補償の状況

(1) 公務災害（平成30年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認 定 件 数		取り下げ件数	年 度 末 未処理件数
		公 務 上	公 務 外		
1	0	1	0	0	0

備考 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく職員の公務災害補償の状況です（（2）において同じ。）。

(2) 通勤災害（平成30年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認 定 件 数		取り下げ件数	年 度 末 未処理件数
		通勤災害該当	通勤災害非該当		
0	0	0	0	0	0